

福山市南部周遊観光促進業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

福山市では、2025年（令和7年）3月に鞆未来トンネルが開通したことや、今後道の駅アリストぬまくまの再整備、鞆地区東西交通交流拠点の新設などの計画があることから、南部地域は観光振興の大きな転機を迎えている。

本業務は、この変化を捉え市外から南部地域への誘客と周遊を促進し、さらなる賑わい創出を図るとともに、南部地域を訪れる方の属性や周遊の状況を把握することにより、今後の施策に活用することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市南部周遊観光促進業務

(2) 業務内容

別紙「福山市南部周遊観光促進業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）2月26日まで

3 委託費

委託費の上限は3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、見積書の金額が委託費の上限を超過した場合は、失格とする。

※ただし、この金額は、本プロポーザル実施にかかる企画提案書を作成するうえでの設定金額であり、契約を約束するものではない。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号、第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。
- (7) 共同事業体による参加の場合は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 共同事業体の構成員が上記(1)から(6)の全ての条件を満たしていること。
- イ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成員、協力者となることはできない。
- ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員、協力者となることはできない。
- エ グループ応募の場合、代表する団体及び共同事業体を構成する団体の変更は原則として認めない。ただし、構成する団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがある。その場合には、市は必要に応じ、事業者書類の再提出等を求めることがある。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎12階)

福山市経済環境局文化観光振興部観光戦略課

電話：084-928-1043(直通)

FAX：084-928-1736

E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公 告	2026年(令和8年)7月17日(金)
実施要領等の配付期間	2026年(令和8年)7月17日(金)から 同年7月31日(金)午後5時まで
質問書の受付期間	2026年(令和8年)7月17日(金)から 同年7月22日(水)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)7月23日(木) 市ホームページに掲載する。
参加申込書・企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)7月17日(金)から 同年7月31日(金)午後5時まで

一次審査（書面審査）	2026年（令和8年）8月3日（月） ※参加者が3者を超える場合
参加資格・一次審査結果通知	2026年（令和8年）8月4日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	2026年（令和8年）8月7日（金） 予定
二次審査結果通知	2026年（令和8年）8月10日（月）

（3）実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

2026年（令和8年）7月17日（金）から同年7月31日（金）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配付場所

（1）に同じ。

ウ 配付方法

（1）の場所で交付又は福山市ホームページの観光戦略課

（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kanko/>）に掲載

（4）質問書の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年（令和8年）7月17日（金）から同年7月22日（水）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を観光戦略課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出することと。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名を「福山市南部周遊観光促進業務に関する質問書」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2026年（令和8年）7月23日（木）までに本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

（1）受付期間

2026年（令和8年）7月17日（金）から同年7月31日（金）まで（ただし、市の 休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合も、２０２６年（令和８年）７月２７日（月）午後５時必着
また、郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

（２）提出場所

６（１）に同じ。

（３）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日を除く午前８時３０分
から午後５時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（４）提出書類及び部数

次のアからコまでの書類（ウ、エ、オ及びカについては、提出日の３か月前の日以
降に発行されたもの。）を作成し、各１部を提出すること。

ア 福山市南部周遊観光促進業務に係る公募型プロポーザル受付票（様式２）

イ 参加申込書（様式３）

ウ 商業登記簿謄本（写しでも可）

エ 市税の完納証明書（福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。（原
本）なお、福山市における納税義務のない者は、申立書（様式４）を提出すること。）

オ 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明した
もの（写しでも可））

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式５）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出するこ
と。）

ク 委任状（様式６）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場
合に提出すること。）

ケ 誓約書（様式７）

８ 企画提案書の作成等

（１）受付期間

２０２６年（令和８年）７月１７日（金）から同年７月３１日（金）午後５時まで
（郵送の場合も７月３１日（金）午後５時必着）

（２）提出場所

６（１）の担当課に同じ

（３）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定
める条例（平成元年条例第２９号）第１条に規定する市の休日）を除く午前８時３０
分から午後５時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからエまでの書類を作成し、提出すること。ただしアは1部、イ、ウについては9部（正本1部、副本9部、PDFの副本データ1部）を提出し、副本には提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないこと。

ア 企画提案書提出書（鑑文）（様式8）

イ 企画提案書

ウ 参考見積書

※日本工業規格A4判の任意様式に提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び企画提案書の内容に沿った積算内訳を記載し、原本には代表者印を押印すること

エ 業務実施体制（様式9）

9 企画提案書の評価及び評価基準

8で提出された企画提案書をもとに福山市南部周遊観光促進業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) 一次審査（書面審査）（書面審査：3者を超える場合）

ア 実施日

2026年（令和8年）8月3日（月）

イ 実施方法

別表の評価基準及び評価項目に基づき、書面審査を実施、評価の合計点が高いものから3者を選定する。ただし、評価順位が3位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 参加資格及び一次審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、2026年（令和8年）8月4日（火）までに、電子メールで通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日・場所

2026年（令和8年）8月7日（金） 福山市役所本庁舎

イ 実施方法

別表の評価基準及び評価項目に基づき、プレゼンテーション及び委員からの質疑を実施し、評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1者、次順位者1者を特定する。評価点が基準点全体の60%未満（評価委員の合計点の平均が60%未満）の場合は、交渉権者として選定しない。

なお、一次審査の点数は二次審査に持ち越さないものとする。

ウ 開催時間

午前を予定（詳細は後日通知）

エ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション15分以内

審査委員からの質疑20分程度

オ プレゼンテーション出席者

3名以内

※ 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

※ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

※ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

※ プレゼンテーションで使用する資料は、7（4）で提出された提案書のみとする。

※ 参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

（3）選定結果の通知

2026年（令和8年）8月10日（月）

プレゼンテーション参加者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではなく、通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

（4）評価結果の公表

評価結果については、本市ホームページにて公表する。

（5）企画提案書の提出が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出がない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

（6）評価点が同点になった場合の取扱い

評価点の合計が同点の場合は、評価委員会の多数決により順位を決定する。

10 契約の締結

（1）本業務の契約は、評価委員会を経て受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、再度見積もりを徴した上、締結する。

（2）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と福山市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が7（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

（3）受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位の提案者と契約交渉を行う。

1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費（見積限度額）（予算額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。

- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領（募集要項）等の記載内容に同意したものとします。

福山市南部周遊観光促進業務委託 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
(1) 業務実施面	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	/10	/10
(2) 企画提案書	周遊キャンペーン企画力 ・周遊促進につながる魅力的なキャンペーンとなっているか。 ・実際の来訪・消費・滞在時間増加が期待できるか。 ・SNN拡散や参加意欲を高める工夫があるか。	/20	
	賞品 ・キャンペーンへの参加に繋がるような魅力的な賞品の提案となっているか	/10	
	レンタサイクル実証実験の実現性 ・運営可能性が高いか。 ・実証実験として有効なデータ取得が可能か。 ・安全面や利用導線が考慮されているか。	/15	
	分析・効果検証 ・参加者属性や行動分析が可能か。 ・事業効果を定量的に把握できるか。 ・次年度以降につながる検証となるか。	/10	
	広報 ・キャンペーン開始前及び実施期間中の効果的な広報が提案されているか	10	
	その他独自の提案事項 ・独自の提案や工夫、ノウハウがみられる。	/15	
(3) 参考見積	必要な業務を把握し、妥当な提案内容、業務規模となっており、参考見積の金額は妥当であるか。	/10	/10
合計			/100